

ニセコ町気候変動対策推進条例 (案)

目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 責務 (第3条—第6条)
- 第3章 気候変動の緩和に関する対策
 - 第1節 地球温暖化対策を推進するための計画 (第7条・第8条)
 - 第2節 事業活動における環境への負荷の低減 (第9条—第11条)
 - 第3節 建築物に関する環境への負荷の低減 (第12条—第14条)
 - 第4節 自動車等の使用に関する環境への負荷の低減 (第15条—第17条)
 - 第5節 エネルギーに関する情報の提供 (第18条—第19条)
- 第4章 気候変動への適応に関する対策 (第20条—第21条)
- 第5章 報告及び資料の要求等 (第22条—第24条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、ニセコ町環境基本条例（平成15年条例第29号）の環境理念にのっとり、脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策の推進に関し、町、事業者、町民並びに滞在者の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定めることにより、気候変動対策の推進を図り、持続可能な地域経済の発展と良好な環境の継承に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 気候変動 地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものをいう。
- (2) 気候変動対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の気候変動の緩和を図るための施策や取組並びに気候変動への適応を図るための施策又は取組をいう。
- (3) 脱炭素社会 温室効果ガスの人為的な排出吸収源による除去量との均衡を達成する社会をいう。
- (4) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制等の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。
- (5) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (6) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。
- (7) 再生可能エネルギー 原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びに原子力等以外のエネルギーであって、規則で定めるものをいう。
- (8) 滞在者 従業員若しくは通学等の目的、又は旅行等で一時的に町内に滞在する者

をいう。

第2章 責務

(町の責務)

第3条 町は、総合的かつ計画的な気候変動対策を策定、及びこれを実施するものとする。

2 町は、気候変動対策の事務及び事業に関し、気象その他の地域特性を踏まえた気候変動の緩和及び気候変動への適応のための施策を率先して実施するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者（町内に事業所を有するものをいう。以下同じ。）は、気候変動に関する理解を深めるとともに、事業活動において、気候変動の緩和及び気候変動への適応のための取組を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、町が実施する気候変動対策に協力するものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、気候変動に関する理解を深めるとともに、その日常生活において、気候変動の緩和及び気候変動への適応のための取組を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるものとする。

2 町民は、町が実施する気候変動対策に協力するものとする。

(滞在者の責務)

第6条 滞在者は、町が実施する気候変動対策に協力するものとする。

第3章 気候変動の緩和に関する対策

第1節 地球温暖化対策を推進するための計画

(地球温暖化対策を推進するための計画)

第7条 町は、地球温暖化対策を推進するための計画を策定するものとする。

2 前項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する目標

(2) 前号の目標を達成するために必要な施策に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、地球温暖化対策の推進に関し必要な事項

3 町長は、第1項の計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

4 町長は、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、第1項の計画を変更することができる。

5 第3項の規定は、前項の変更について準用する。

6 町長は、第1項に規定する計画の策定及び第4項に規定する計画の変更にあたりは、ニセコ町まちづくり基本条例（平成12年条例第45号）の規定に基づき、町民が参加できるよう配慮しなければならない。

(地球温暖化対策の実施状況の公表)

第8条 町長は、毎年度、前条の計画に基づく地球温暖化対策の実施状況について取りまとめ、公表するものとする。

第2節 事業活動における環境への負荷の低減

(協定の締結)

第9条 町長は、事業活動における環境への負荷の低減を図るための取組を実施しようとする事業者と協定を締結することができる。

2 前項の協定を締結しようとする事業者は、あらかじめ規則で定める事項を町長に申し出て協議を行わなければならない。

3 町長は、第1項の協定を締結したときは、その内容を公表するものとする。

(取組状況の報告)

第10条 前条の協定を締結した事業者は、毎年度、その取組状況について、規則で定めるところにより町長へ報告するものとする。

(事業者に対する支援)

第11条 町長は、第9条の協定を締結した事業者に対し、助言その他必要な支援を行うものとする。

第3節 建築物に関する環境への負荷の低減

(建築物の新築に係る環境への負荷の低減の検討)

第12条 建築物を新築しようとする者(以下「建築主」という。)は、規則で定めるところにより、当該建築物のエネルギーの使用の効率性その他の環境への配慮に係る性能を評価し、当該建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置について検討を行わなければならない。ただし、次に掲げる新築する建築物については、この限りでない。

(1) 法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であって規則で定めるもの

(2) 仮設の建築物であって、規則で定めるもの

(3) その他規則で定める建築物

2 前項の規定による検討を行った者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 当該建築物の概要

(3) 前項の規定による検討の内容

(4) その他町長が必要と認める事項

3 前項の規定による届出を行った者は、同項各号に掲げる事項について変更をしたとき又は当該届出に係る建築物の新築を中止したときは、速やかに、その旨を記載した計画変更届又は計画中止届を町長に提出しなければならない。

(建築物の新築に係る再生可能エネルギー設備の導入の検討等)

第13条 建築主は、新築する建築物への再生可能エネルギー設備(再生可能エネルギー源を利用するための設備をいう。)の導入について検討を行わなければならない。ただし、前条第1項各号に掲げる新築する建築物については、この限りでない。

2 前項の規定による検討を行った者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を町長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 当該建築物の概要

(3) 前項の規定による検討の内容

(4) その他町長が必要と認める事項

3 前項の規定による届出を行った者は、同項各号に掲げる事項について変更をしたとき又は当該届出に係る建築物の新築を中止したときは、速やかに、その旨を記載した計画変更届又は計画中止届を町長に提出しなければならない。

(建築主への情報提供)

第14条 第12条第1項及び前条第1項の規定による新築する建築物の設計を行う者、当該建築物に関し熱の損失の防止又はエネルギーの効率的利用に資する設備を販売する者、その他事業活動を通じてこれらの規定による検討に協力ができる者は、建築主に対し、当該検討に資する情報を提供するよう努めなければならない。

2 町長は、第12条第1項、前条第1項又は前項に規定する者に対し、これらの者がこの条例に基づき講ずる措置に関し、必要な助言、指導その他の支援の実施に努めなければならない。

第4節 自動車等の使用に関する環境への負荷の低減

(公共交通機関への利用転換等)

第15条 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。)及び原動機付自転車(同法同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)(以下これらを「自動車等」という。)を使用する者は、自動車等の使用を抑制するため、自動車等の効率的な使用又は公共交通機関の利用に努めるものとする。

2 町は、自動車等から公共交通機関への利用転換等を促進するため、情報の提供、普及啓発その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(必要な整備等)

第16条 自動車等を使用し、又は所有する者は、その自動車等からの温室効果ガスの排出を抑制するため、その自動車等について必要な整備を行うとともに、燃費の向上に資するよう適切な運転に努めるものとする。

(温室効果ガスの排出量がより少ない自動車等の使用)

第17条 自動車等を購入又は使用しようとする者は、温室効果ガスの排出量がより少ない自動車等を選択するよう努めるものとする。

第5節 エネルギーに関する情報の提供

(エネルギー供給事業者による情報の提供)

第18条 町長は、エネルギーの供給を行う者に対し、地球温暖化対策を推進するため、町内に供給するエネルギーに関する情報の提供を求めることができる。

2 前項のエネルギーの供給を行う者は、次に掲げる者とする。

(1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者

(2) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第12項に規定するガス事業者

(3) 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)第2条第7項に規定する特定石油販売業者

(町内に施設や事務所を有する事業者による情報の提供)

第19条 町長は、町内にて事業の用に供する建築物を所有する者に対し、地球温暖化対策を推進するため、町内で消費するエネルギーに関する情報の提供を求めることができる。

2 前項の町内にて事業の用に供する建築物を所有する者は、ニセコ町内に事業の用に供する建築物を所有する事業者で、その用に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上である事業者とする。

第4章 気候変動への適応に関する対策

(気候変動適応に関する施策の推進)

第20条 町は、産業、自然災害、健康その他の関連するものにおいて、気候変動への適応に関する施策を推進するものとする。

(事業者及び町民の理解の促進等)

第21条 町は、現在及び将来にわたる気候変動の影響に関し、その区域における状況の把握に努めるものとする。

2 町は、気候変動への適応の重要性の理解を深めるため、町民及び事業者に対し広報活動に努めるものとする。

第5章 報告及び資料の要求等

(報告及び資料の要求)

第22条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、第12条第1項又は第13条第1項に規定する者に対し、この条例に基づき講ずる措置に関し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(指導又は助言)

第23条 町長は、第9条第1項、第12条第1項又は第13条第1項に規定する者がこの条例に基づき届け出るべき事項の届出を行わないときは、これらの者に対し、期限を定めて、当該届出を行うよう指導又は助言することができる。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策の推進に関し、町、事業者、町民並びに滞在者の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定めることにより、気候変動対策の推進を図り、持続可能な地域経済の発展と良好な環境の継承に寄与することを目的とし、本条例を提案するものである。

ニセコ町まちづくり基本条例第54条（条例制定等の手続き）による町民参加等

(1) 内容の公表

公表（縦覧）	期間	令和6年11月14日から令和6年11月22日
	場所	ニセコ町企画環境課、ニセコ町ホームページ
意見の受付期間		令和6年11月14日から令和6年11月22日
意見の有無		